

2015-7-11

# 論説

## 「違憲」安保法制

### 審議尽くさず採決とは

憲法違反の指摘が相次ぎ、法案が提出されたにもかかわらず、なぜ成立を急ぐのか。戦後日本の専守防衛政策を根本から変える法案である。審議を尽くさず採決に踏み切るべきではない。

衆院平和安全法制特別委員会（きのう）、政府提出の安全保障法制関連法案に加え、民主・維新両党が共同提出した武力攻撃に至らない事態に備える領域警備法案として、維新が単独提出した法案についても審議を始めた。

とはいえ、政府・与党は、集団的自衛権の行使に道を開く政府提出法案がこれほど違憲と指摘されたとしても、法案の撤回や廃案、修正に必要としない方針が示された。首相は特別委員領域警備法案について「必要と考えるなら」と一蹴、維新の反対についても高村正彦自民党副総裁は維新との協議後、「固然とした差がある。埋めるのは大変だ」と語っている。政府・与党の関心はもはや、議論を深めることよりも特別委員の審議をこじ打ち切り、衆院を通過させるかにあるのだ。

首相は特別委員「委員会での議論が深められ、時期が来れば採決する」と民主主義の基盤だ」と述べ、谷垣禎一自民党幹事長もきのうの党役員連絡会で「来週はヤマ場だ」と述べた。政府提出法案を早ければ十五日に特別委員、十六日に衆院本会議で可決し、参院に送ったことが考えのようだ。

首相が、米連邦議会でも賛成での安保法案成立を約束したことが、それほど大事なのだろうか。憲法順守を求める日本国民と米国民、と対峙しているのか。

憲法学者の多くも世論調査では国民の過半数が「憲法違反」として反対する法案である。対案も含めて論議を審議し、日本の安全保障のあり方を議論していくべきではないのか。

本紙のアンケートでは、回答した憲法学者二百四人のうち、九割以上が百八十四人が政府提出法案を通過させないという。

菅義偉官房長官は「このように意見が多数派か少数派かは重要ではない」と述べた。数に意味がないというのなら、与党多数の数の力を頼りた、法案成立を押し切ることはなぜできないのか。

歴代内閣が堅持してきた、集団的自衛権の行使を適憲とする憲法解釈を一内閣の判断で変えた上、国民多数の反対を顧みずに安保法案を成立させようとする。憲法が権力を制限する立憲主義を、一種の意味で覆った行為である。一顧断じて許すわけにはいかない。